

○厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
一級地	児童発達支援	一級地	児童発達支援
指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合
千分の千二百	千分の千二百	千分の千二百	千分の千二百
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）を提供する事業を行う事業所若しくは法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>			

障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主とし て知的 障害の 設が主たる 施設である ある児	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である ある児	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)	指定児童発達 支援事業所(主として重症心身障	千分の千
							児童発達支援 センターであ るものを除く 。) 又は基準 該当児童発達 支援事業所(害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千
障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主とし て知的 障害の 設が主たる 施設である ある児	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である ある児	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)	以下「指定児 童発達支援事 業所等」とい う。) におい て行う場合	主として重症心身障	千分の千
							「指定児童 発達支援事 業所(以下 「指定児童 発達支援事 業所等」と いう。) にお いて行う 場合	害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千
障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主とし て知的 障害の 設が主たる 施設である ある児	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である ある児	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)	主として重症心身障	千分の千	
							害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千	
障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主とし て知的 障害の 設が主たる 施設である ある児	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である ある児	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)	主として重症心身障	千分の千	
							害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千	

障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主とし て知的 障害の 設が主たる 施設である ある児	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である ある児	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)	指定児童発 達支援事業 所(児童発 達支援セン ターである ものを除く 。) 又は基 準該当児童 発達支援事 業所(以下 「指定児童 発達支援事 業所等」と いう。) に おいて行う 場合	主として重症心身障	千分の千
							児童発達セン ターである ものを除く 。) 又は基 準該当児童 発達支援事 業所(以下 「指定児童 発達支援事 業所等」と いう。) に おいて行う 場合	害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千
障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主とし て知的 障害の 設が主たる 施設である ある児	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である ある児	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)	主として重症心身障	千分の千	
							害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千	
障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主とし て知的 障害の 設が主たる 施設である ある児	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である ある児	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)	主として重症心身障	千分の千	
							害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千	

												児童を入所させる場合	指定福祉型障害児入所施設において行う場合
												主として自閉症児を入所させる場合	主として自閉症児を入所させる場合
主として盲児を入所させる場合 併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合												千分の千九	千分の千九
当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合												十一	千分の千百
当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合												十二	千分の千百

												児童を入所させる場合	指定福祉型障害児入所施設において行う場合
												主として自閉症児を入所させる場合	主として自閉症児を入所させる場合
主として盲児を入所させる場合 併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合												千分の千九	千分の千九
当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合												十一	千分の千百
当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合												十二	千分の千百

障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合										主とし	当該施設が	千分の千百	
												てろう	主たる施設		八

障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合										主とし	当該施設が	千分の千百	
												てろう	主たる施設		八

		二級地	
児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限るものにおいて行う場合）	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千九
	指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九
医療型児童発達支援	（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千九
	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	十
保育所等訪問支援	指定福祉型障害児入所施設	主として知的障害のある児童を入所させる	千分の千八
	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である	十四
		八	

		二級地	
児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限るものにおいて行う場合）	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千九
	指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九
医療型児童発達支援	（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千九
	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	十
保育所等訪問支援	指定福祉型障害児入所施設	主として知的障害のある児童を入所させる	千分の千八
	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である	十四
		八	

達支援	支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千九
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千九
医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千七
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千七
保育所等訪問支援	障害児入所支援 （指定福祉型障害児入所施設において行う場合）	主として知的障害のある児童を入所させる場合	千分の千八
		主として知的障害のある児童を入所させる場合	千分の千八
障害児入所支援 （指定福祉型障害児入所施設において行う場合）	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千七
		当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千七

達支援	支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千九
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千九
医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千七
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千七
保育所等訪問支援	障害児入所支援 （指定福祉型障害児入所施設において行う場合）	主として知的障害のある児童を入所させる場合	千分の千七
		主として知的障害のある児童を入所させる場合	千分の千七
障害児入所支援 （指定福祉型障害児入所施設において行う場合）	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千六
		当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千六

四級地																				
児童発達支援	障害児相談支援																			
指定児童発達支援事業所（児童発達支援事業）	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わ																			
千分の千七	千分の千七																			
千分の千七	十八																			
十四																				

四級地																				
児童発達支援	障害児相談支援																			
指定児童発達支援事業所（児童発達支援事業）	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わ																			
千分の千七	千分の千六																			
千分の千七	十二																			
十七																				

障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主とし て知的 障害の ある児 童を入 所させ る場合	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合		単 独 施 設 又	千分の千七 十四	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス （指定発達支援医療機関において行う場 合を含む。）	医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場 合を含む。）	達支援セン ターである ものに限る ものにおい て行う場合 指定児童発 達支援事業 所等におい て行う場合	せる場合又は主とし て難聴児を通わせる 場合	主として重症心身障 害児を通わせる場合 主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千九 十一	千分の千九 十一	千分の千七 十二	千分の千七 十一	千分の千九 十四
			主として重症心身障 害児を通わせる場合 主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合	主として重症心身障 害児を通わせる場合 主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合													

障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主とし て知的 障害の ある児 童を入 所させ る場合	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合		単 独 施 設 又	千分の千六 十二	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス （指定発達支援医療機関において行う場 合を含む。）	医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場 合を含む。）	達支援セン ターである ものに限る ものにおい て行う場合 指定児童発 達支援事業 所等におい て行う場合	せる場合又は主とし て難聴児を通わせる 場合	主として重症心身障 害児を通わせる場合 主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千七 十六	千分の千七 十六	千分の千六 十一	千分の千七 十六	千分の千六 十二
			主として重症心身障 害児を通わせる場合 主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合	主として重症心身障 害児を通わせる場合 主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合													

合 せる場 入所さ あ児を てろう 主とし	主として自閉症児を 入所させる場合	は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	主とし て盲児 を入所 させる 場合	主とし て盲児 を入所 させる 場合	併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合	併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合	当該施設が 単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	当該施設が 単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	主たる施設 である指定 福祉型障害 児入所施設 において行	主たる施設 である指定 福祉型障害 児入所施設 において行	千分の千七 十二	千分の千七 十四	千分の千六 十六	千分の千七 十三

合 せる場 入所さ あ児を てろう 主とし	主として自閉症児を 入所させる場合	は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	主とし て盲児 を入所 させる 場合	主とし て盲児 を入所 させる 場合	併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合	併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合	当該施設が 単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	当該施設が 単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	主たる施設 である指定 福祉型障害 児入所施設 において行	主たる施設 である指定 福祉型障害 児入所施設 において行	千分の千六 十一	千分の千六 十二	千分の千五 十五	千分の千六 十一

五級地											
児童発達支援	児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる	指定児童発達支援医療機関において行う場合 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
		千分の千七	千分の千七	千分の千七	千分の千七	千分の千七	千分の千七	千分の千七	千分の千七	千分の千七	千分の千七

五級地											
児童発達支援	児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる	指定発達支援医療機関において行う場合 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
		千分の千五	千分の千五	千分の千五	千分の千五	千分の千五	千分の千五	千分の千五	千分の千五	千分の千五	千分の千五

障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主として知的 障害のある児 童を入所させ る場合	当該施設に 併設する施設 が主たる施設 である	千分の千六 十八	放課後等デイサービス （指定発達支援医療機関において行う場 合を含む。）	主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千八 十六	医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場 合を含む。）	主として重症心身障 害児を通わせる場合	千分の千八 十四	〇）において 行う場合	主として重症心身障 害児を通わせる場合	千分の千八 十四	指定児童発達 支援事業所等 において行う 場合	主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千六 十六

障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主として知的 障害のある児 童を入所させ る場合	当該施設に 併設する施設 が主たる施設 である	千分の千四 十五	放課後等デイサービス （指定発達支援医療機関において行う場 合を含む。）	主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千四 十八	医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場 合を含む。）	主として重症心身障 害児を通わせる場合	千分の千六 十一	〇）において 行う場合	主として重症心身障 害児を通わせる場合	千分の千六 十一	指定児童発達 支援事業所等 において行う 場合	主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千四 十八

主として自閉症児を入所させる場合	主として自閉症児を入所させる場合	主として自閉症児を入所させる場合	
		主として自閉症児を入所させる場合	主として自閉症児を入所させる場合
定福祉型障害児入所施設において行う場合	定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
千分の千六	千分の千六	千分の千六	千分の千六

主として自閉症児を入所させる場合	主として自閉症児を入所させる場合	主として自閉症児を入所させる場合	
		主として自閉症児を入所させる場合	主として自閉症児を入所させる場合
定福祉型障害児入所施設において行う場合	定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
千分の千四	千分の千四	千分の千四	千分の千四

六級地			
児童発達支援	児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。	障害児相談支援	
指定児童発達支援事業所	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。	（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	指定医療型障害児入所施設において行う場合
主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	主として重症心身障害		
併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合
単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千七	千分の千七
併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	十	十
主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	千分の千七	千分の千七
単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	十八	十八
併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千七	千分の千七
主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	千分の千七	千分の千七

六級地			
児童発達支援	児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。	障害児相談支援	
指定児童発達支援事業所	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。	（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	指定医療型障害児入所施設において行う場合
主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	主として重症心身障害		
併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合
単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千四	千分の千四
併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	十二	十二
主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	千分の千五	千分の千五
単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	十九	十九
併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千四	千分の千四
主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	千分の千四	千分の千四

医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	放課後等デイサービス	て行う場合	指定児童発達支援事業所等において行う場合	害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外の障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千	千分の千七	十六	十六
		害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外の障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千	千分の千七	十六	十六
保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	て行う場合	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	害児を通わせる場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千五	千分の千七	十六	十六
		害児を通わせる場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千五	千分の千七	十六	十六

医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	放課後等デイサービス	て行う場合	指定児童発達支援事業所等において行う場合	害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外の障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千	千分の千四	十六	十六
		害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外の障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千	千分の千四	十六	十六
保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	て行う場合	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	害児を通わせる場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三	千分の千四	十六	十六
		害児を通わせる場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三	千分の千四	十六	十六

主として自閉症児を入所させる場合					主として当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合								設において行う場合				

主として自閉症児を入所させる場合					主として当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合								設において行う場合				

七級地		児童発達支援		障害児相談支援			
指定児童発達	主として重症心身障害児を通わせる場合	指定児童発達	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として重症心身障害児入所施設において行う場合
		千分の千四	千分の千五		千分の千	千分の千六	千分の千六
		十一			十一		十四

七級地		児童発達支援		障害児相談支援			
指定児童発達	主として重症心身障害児を通わせる場合	指定児童発達	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として重症心身障害児入所施設において行う場合
		千分の千十	千分の千十		千分の千	千分の千三	千分の千三
		十三	九		十七		十九

支援事業所等 において行う 場合	害児以外の障害児を 通わせる場合	十八
	主として重症心身障 害児を通わせる場合	千分の千六
医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)	千分の千	
	放課後等デイサービス 主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千四 十八
保育所等訪問支援	主として重症心身障 害児を通わせる場合	千分の千六 十一
	主として知的 障害のある児 童を入所させ る場合	千分の千五 十
障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	千分の千四 十五
	主として 当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合	千分の千五 十
単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	当該施設が 単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	千分の千五 十

支援事業所等 において行う 場合	害児以外の障害児を 通わせる場合	八
	主として重症心身障 害児を通わせる場合	千分の千二 十三
医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)	千分の千	
	放課後等デイサービス 主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合	千分の千十 八
保育所等訪問支援	主として重症心身障 害児を通わせる場合	千分の千二 十三
	主として知的 障害のある児 童を入所させ る場合	千分の千十 九
障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	千分の千十 七
	主として 当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合	千分の千十 九
単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	当該施設が 単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	千分の千十 九

八級地			
児童発達支援		障害児相談支援	
指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合
指定児童発達支援事業所等において行う	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合
千分の千四	千分の千五	千分の千四	千分の千四
十二	十三	十八	十九
指定医療型障害児入所施設において行う場合		指定医療型障害児入所施設において行う場合	
（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）		（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	
主として肢体不自由のある児童を入所させる場合		主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	
千分の千		千分の千	
十二		十二	

障害児相談支援		障害児相談支援	
指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合
指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合
千分の千	千分の千	千分の千	千分の千
八	八	八	九

障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合	主とし て知的 障害の ある児 童を入 所させ る場合	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合	当該施設が 単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	主として重症心身障 害児を 通わせる場合 十三 千分の千四	主として重症心身障 害児以外 の障害児を 通わせる場合 十二 千分の千四	主として重症心身障 害児を 通わせる場合 十三 千分の千五	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	場合	主として重症心身障 害児を 通わせる場合 十三 千分の千五
											主として自閉症児を 入所させる場合 十三 千分の千四	千分の千 十三

九級地											
児童発達支援		障害児相談支援									
指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合		（指定発達支援医療機関において行う場合）		指定医療型障害児入所施設において行う場合		併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合		主として肢体不自由のある児童を入所させる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合	
主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合		主として重症心身障害のある児童を入所させる場合		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合	
千分の千三十七		千分の千四十二		千分の千十三		千分の千四十五		千分の千四十三		千分の千四十六	

医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)									
放課後等デイサービス									
保育所等訪問支援									
障害児 入所支 援		指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合		主とし て知的 障害の ある児 童を入 所させ る場合		主とし て該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合		主とし て該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合	
主とし て盲児	併設する施	主とし て該施設に 併設する施	当該施設に 併設する施	主として自閉症児を 入所させる場合	主として自閉症児を 入所させる場合	単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合
十三	千分の千三	十七	千分の千三	十七	千分の千三	十七	千分の千三	十七	千分の千三
		主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合		主として重症心身障 害児を通わせる場合		主として重症心身障 害児を通わせる場合		主として重症心身障 害児を通わせる場合	
		十六		十六		十六		十六	
		千分の千四		千分の千四		千分の千四		千分の千四	
		十七		十七		十七		十七	
		千分の千三		千分の千三		千分の千三		千分の千三	
		十七		十七		十七		十七	
		千分の千三		千分の千三		千分の千三		千分の千三	

												を 入所 させる 場合									
												主とし て ろう あ 児を 入所さ せる場 合									
												設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て 行う場合		当該施設が 単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合		当該施設が 主たる施設 である指定 福祉型障害 児入所施設 において行 う場合		当該施設が 単独施設で ある指定福 祉型障害児 入所施設に おいて行う 場合		当該施設に 併設する施 設	
												千分の千三		千分の千三		千分の千三		千分の千三		十九	

										場合
										主として あ児を 入所さ せる場 合
指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合	当該施設が 単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	当該施設が 主たる施設 である指定 福祉型障害 児入所施設 において行 う場合	当該施設が 単独施設で ある指定福 祉型障害児 入所施設に おいて行う 場合	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である	千分の千三	千分の千三	千分の千三	千分の千三	千分の千三	千分の千三

		十一級地	
児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千二
	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千三
医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	指定発達支援医療機関において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千三
	指定発達支援医療機関において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千三
放課後等デイサービス	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二
障害児相談支援		指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三
指定医療型障害児入所施設において行う場合		主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	千分の千三
（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）			千分の千三

		保育所等訪問支援		障害児 入所支 援		指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合		主として 知的障 害の ある児 童を入 所させ る場合		主として 知的障 害の ある児 童を入 所させ る場合		主として 重 心身障 害児を 通わせる 場合		主として 重 心身障 害児を 通わせる 場合	
				主として 知的障 害の ある児 童を入 所させ る場合		主として 知的障 害の ある児 童を入 所させ る場合		主として 知的障 害の ある児 童を入 所させ る場合		主として 知的障 害の ある児 童を入 所させ る場合		主として 重 心身障 害児を 通わせる 場合		主として 重 心身障 害児を 通わせる 場合	
				当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設		当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設		当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設		当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設		当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設		当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設	
				千分の千二		千分の千二		千分の千二		千分の千二		千分の千二		千分の千三	
				千分の千二		千分の千二		千分の千二		千分の千二		千分の千二		千分の千三	
				千分の千二		千分の千二		千分の千二		千分の千二		千分の千二		千分の千三	

主として あ児を 入所さ せる場 合									
施設におい て行う場合	当該施設が 単独施設又 は主たる施 設である指 定福祉型障 害児入所施 設において 行う場合	当該施設が 主たる施設 である指定 福祉型障害 児入所施設 において行 う場合	当該施設が 単独施設で ある指定福 祉型障害児 入所施設に おいて行う 場合	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所	千分の千二 十五	千分の千二 十四	千分の千二 十五	千分の千二 十六	

		十二級地			
放課後等デイサービス 含む。）	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	児童発達支援	児童発達支援 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)	児童発達支援 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)	児童発達支援 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)
主として重症心身障害児以外の障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	施設において行う場合
八 千分の千十	十三 千分の千二	九 千分の千十	九 千分の千十	十四 千分の千二	十四 千分の千二

障害児入所支援		指定福祉型障害児入所施設において行う場合		主として重症心身障害児を通わせる場合	
障害児入所支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として自閉症児を入所させる場合	主として自閉症児を入所させる場合	主として自閉症児を入所させる場合
主として知的障害のある児童を入所させる場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
七	七	十三	八	七	九
千分の千十	千分の千十	千分の千十三	千分の千八	千分の千七	千分の千九

主として あ児を 入所さ せる場 合	当該施設が 主たる施設 である指定 福祉型障害 児入所施設 において行 う場合	当該施設が 単独施設で ある指定福 祉型障害児 入所施設に おいて行う 場合	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合	九 千分の千十	九 千分の千十	八 千分の千十	九 千分の千十
--------------------------------	---	--	--	------------	------------	------------	------------

		十三級地	
児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千十
	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千十
医療型児童発達支援	（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千十
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千十
放課後等デイサービス		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千十
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千十
障害児相談支援		（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	千分の千十
障害児相談支援		指定医療型障害児入所施設において行う場合	千分の千十
障害児相談支援		主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	千分の千十

		保育所等訪問支援	
		障害児 入所支 援	指定福祉型障 害児入所施設 において行う 場合
		主とし て知的 障害の ある児 童を入 所させ る場合	主とし て知的 障害の ある児 童を入 所させ る場合
		当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合	当該施設に 併設する施 設が主たる 施設である 指定福祉型 障害児入所 施設におい て行う場合
二	千分の千十	一	千分の千十
二	千分の千十	二	千分の千十
二	千分の千十	二	千分の千十

主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として入所をあ児をてろう	主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が	二	千分の千十	当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	二	千分の千十	併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	三	千分の千十	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	二	千分の千十
				主たる施設である指定福祉型障害児入所施設											

		十四級地	
障害児	保育所等訪問支援 指定福祉型障	放課後等デイサービス 含む。） (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を 含む。)
			児童発達支援 指定児童発達 支援事業所(一 児発達支援 センターであ るものに限る 。) において 行う場合
主とし	当該施設に	主として重症心身障 害児以外の障害児を 通わせる場合 主として重症心身障 害児を通わせる場合	主として難聴児若し くは重症心身障害児 以外の障害児を通わ せる場合又は主とし て難聴児を通わせる 場合
			主として重症心身障 害児を通わせる場合 主として重症心身障 害児を通わせる場合
千分の千六	千分の千六	千分の千八	千分の千八
		障害児相談支援	
		（指定発達支援医療機関において行 う場合を含む。）	
		指定医療型障害児入所施設において 行う場合	
		せる場合	
		千分の千	
		二	
		千分の千十	
		千分の千六	

その他	障害児相談支援 児童発達支援	(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	千分の千六
	医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援		千分の千

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地 域
一級地	東京都	特別区
二級地	茨城県	取手市
	埼玉県	和光市
二級地	千葉県	成田市、印西市
	東京都	武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市

その他	児童発達支援 医療型児童発達支援		千分の千
	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援		

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二 前号の地域区分に属する地域は、次に掲げる地域区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ 一級地 人事院規則九―四九（地域手当）（以下「規則」という。）別表第一（以下「一級地区分表」という。）において一級地とされている地域

ロ 二級地 級地区分表において二級地とされている地域

ハ 三級地 級地区分表において三級地とされている地域及び東京都のうち東久留米市

ニ 四級地 級地区分表及び規則附則別表第一において四級地とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市、東京都

三級地		神奈川県	鎌倉市、厚木市
三級地		大阪府	大阪市、守口市、門真市
三級地		兵庫県	芦屋市
三級地		茨城県	つくば市
三級地		埼玉県	さいたま市、志木市
三級地		千葉県	袖ヶ浦市
三級地		東京都	八王子市、府中市、調布市、小平市、日野市、東久留米市
三級地		神奈川県	横浜市、川崎市
四級地		愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市
四級地		大阪府	高槻市
四級地		兵庫県	西宮市
四級地		千葉県	船橋市、浦安市
四級地		東京都	立川市、昭島市
四級地		神奈川県	海老名市
四級地		大阪府	吹田市、寝屋川市、箕面市、高石市
四級地		兵庫県	宝塚市
四級地		奈良県	天理市
五級地		茨城県	守谷市
五級地		千葉県	千葉市、習志野市、八千代市
五級地		東京都	青梅市、東村山市
五級地		愛知県	豊明市
五級地		大阪府	池田市
六級地		茨城県	水戸市、土浦市
六級地		埼玉県	鶴ヶ島市
六級地		千葉県	市川市、松戸市、富津市、四街道市
六級地		東京都	三鷹市、小金井市、東大和市、あきる野市
六級地		神奈川県	相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、座間市、綾瀬市
六級地		三重県	鈴鹿市

のうち小金井市、神奈川県のうち綾瀬市、座間市及び逗子市、大阪府のうち摂津市及び大東市並びに広島県のうち府中町

ホ 五級地 東京都のうち東大和市及び大阪府のうち松原市

ヘ 六級地 級地区分表及び規則附則別表第一において五級地とされている地域並びに埼玉県のうち狭山市、蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、神奈川県のうち伊勢原市及び寒川町、大阪府のうち大阪狭山市及び忠岡町並びに兵庫県のうち川西市

ト 七級地 級地区分表及び規則附則別表第一において六級地とされている地域並びに京都府のうち長岡京市

チ その他

九級地			八級地			七級地		
滋賀県	京都府	大津市、草津市	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府
大阪府	堺市、豊中市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、大東市、摂津市、東大阪市	堺市、豊中市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、大東市、摂津市、東大阪市	兵庫県	神戸市、尼崎市	兵庫県	神戸市、尼崎市	兵庫県	神戸市、尼崎市
奈良県	奈良市、大和郡山市	奈良市、大和郡山市	広島県	広島市、府中町	広島県	広島市、府中町	広島県	広島市、府中町
福岡県	福岡市	福岡市	茨城県	牛久市	茨城県	牛久市	茨城県	牛久市
埼玉県	東松山市、朝霞市	東松山市、朝霞市	埼玉県	東松山市、朝霞市	埼玉県	東松山市、朝霞市	埼玉県	東松山市、朝霞市
京都府	京田辺市	京田辺市	大阪府	羽曳野市	大阪府	羽曳野市	大阪府	羽曳野市
茨城県	日立市	日立市	埼玉県	新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	埼玉県	新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	埼玉県	新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
千葉県	佐倉市、市原市	佐倉市、市原市	神奈川県	平塚市、寒川町	神奈川県	平塚市、寒川町	神奈川県	平塚市、寒川町
愛知県	西尾市、知多市	西尾市、知多市	三重県	四日市市	三重県	四日市市	三重県	四日市市
滋賀県	栗東市	栗東市	兵庫県	伊丹市、川西市、三田市	兵庫県	伊丹市、川西市、三田市	兵庫県	伊丹市、川西市、三田市
宮城県	仙台市	仙台市	茨城県	古河市、ひたちなか市	茨城県	古河市、ひたちなか市	茨城県	古河市、ひたちなか市
栃木県	宇都宮市	宇都宮市	埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、三郷市	埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、三郷市	埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、三郷市
千葉県	茂原市、柏市、白井市	茂原市、柏市、白井市	神奈川県	秦野市、伊勢原市、葉山町	神奈川県	秦野市、伊勢原市、葉山町	神奈川県	秦野市、伊勢原市、葉山町
山梨県	甲府市	甲府市	静岡県	沼津市、御殿場市	静岡県	沼津市、御殿場市	静岡県	沼津市、御殿場市
静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市	静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市	静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市	静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市	

十一級地											十級地																		
大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	神奈川県	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	福岡県	大阪府	愛知県	神奈川県	埼玉県	茨城県	宮城県	奈良県		大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県			
泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、太子	向日市、長岡京市、木津川市	彦根市	桑名市	江南市、弥富市、豊山町	岡崎市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、	磐田市	岐阜市	塩尻市	三浦市、二宮町	野田市、東金市、流山市、酒々井町、栄町	鳩山町、杉戸町	春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、	高崎市	大田原市	春日市、福津市	柏原市、交野市	みよし市	小田原市	坂戸市	龍ヶ崎市	多賀城市	大和高田市、橿原市	山市、忠岡町	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田	林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、大阪狭	宇治市、亀岡市	守山市	津市	瀬戸市、碧南市、大府市

十二級地

広島県	岡山県	奈良県	兵庫県	大阪府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	福井県	石川県	富山県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	宮城県	北海道	福岡県	香川県	和歌山県	奈良県	兵庫県		
廿日市市、海田町、坂町	岡山市	桜井市、宇陀市、斑鳩町	姫路市、加古川市、三木市	四條畷市	長浜市	名張市、伊賀市	海市、知立市、愛西市	豊橋市、一宮市、半田市、小牧市、稲沢市、東掛川市、袋井市	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、	大垣市、多治見市、美濃加茂市	長野市、松本市、諏訪市	福井市	金沢市	富山市	武蔵村山市	八街市	熊谷市	前橋市、太田市	鹿沼市、小山市	筑西市	名取市	札幌市	太宰府市、新宮町、粕屋町	高松市	和歌山市、橋本市	香芝市、王寺町	明石市	町

その他	十四級地														十三級地											
	道府県	香川県	徳島県	広島県	滋賀県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	新潟県	千葉県	群馬県	栃木県	茨城県	兵庫県	滋賀県	三重県	愛知県	埼玉県	栃木県	茨城県	長崎県	福岡県	山口県	
全ての都	坂出市	徳島市、鳴門市、阿南市	三原市、東広島市	東近江市	常滑市、飛島村	藤枝市	各務原市	伊那市	南アルプス市	新潟市	木更津市、君津市	渋川市	栃木市、真岡市	笠間市、鹿嶋市	赤穂市	甲賀市	亀山市	豊川市、田原市	羽生市、滑川町	下野市	神栖市	長崎市	北九州市、筑紫野市、糸島市、宇美町	周南市		
道府県	一級地から十四級地まで以外の地域																									

三 前号の表の下欄に掲げる地域は、平成二十七年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

三 前号に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

(削除)

また、前号に掲げる級地区分表及び規則附則別表第一は、平成二十四年四月一日時点の規則において定められたものをいい、その後における規則の改正によって影響されるものではない。

四

前三号にかかわらず、適用日において現に存する障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第九十七条第一項、第百八条第一項、第百十二条、第百十三条、第二十九條又は第二百二十條に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は特定基準該当児童デイサービスを提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所が、適用日以後引き続き指定通所基準第四條若しくは第六十五條に規定する指定児童発達支援若しくは指定放課後等デイサービス又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を提供する事業を行う場合における一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所支援又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を提供する事業を行う事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	支援の種類	割合
一級地	児童発達支援（主として重症	千分の千九十九
二級地	心身障害児以外の障害児を通	千分の千八十三
三級地	わせる指定児童発達支援事業	千分の千七十二
四級地	所等において行う場合）	千分の千六十九
五級地	放課後等デイサービス（主と	千分の千六十八
六級地	して重症心身障害児以外の障	千分の千六十三
七級地	害児を通わせる場合）	千分の千六十
八級地		千分の千五十九
九級地		千分の千五十四

(削除)

五

前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地 域
一級地	東京都	特別区
二級地	東京都	武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	鎌倉市
三級地	大阪府	大阪市、守口市
	兵庫県	芦屋市
	埼玉県	和光市
	東京都	福生市、清瀬市
四級地	大阪府	門真市
	神奈川県	厚木市
	東京都	八王子市、立川市、府中市、調布市
四級地	神奈川県	横浜市、川崎市
	愛知県	名古屋市

十級地	千分の千五十
十一級地	千分の千四十五
十二級地	千分の千四十二
十三級地	千分の千四十一
十四級地	千分の千三十六
十五級地	千分の千三十二
十六級地	千分の千二十七
十七級地	千分の千二十三
十八級地	千分の千十八
十九級地	千分の千十四
二十級地	千分の千五
その他	千分の千

十級地		九級地		八級地		七級地		六級地		五級地																
広島県	奈良県	大阪府	滋賀県	神奈川県	東京都	千葉県	福岡県	奈良県	愛知県	千葉県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	兵庫県	大阪府									
広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	大東市、摂津市	大津市	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、座間市、綾瀬市	青梅市、東村山市、あきる野市	市川市、松戸市、習志野市、八千代市、四街道市	福岡市	天理市	刈谷市、豊田市	千葉市、袖ヶ浦市	海老名市	昭島市、小平市、日野市、東久留米市	船橋市、浦安市	志木市	つくば市	神戸市、尼崎市	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	京都市	横須賀市、逗子市	三鷹市、小金井市	高石市	さいたま市	成田市、印西市	取手市	西宮市、宝塚市	吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市

十六級地			十五級地					十四級地		十三級地		十二級地		十一級地													
千葉県	埼玉県	栃木県	茨城県	兵庫県	大阪府	京都府	静岡県	神奈川県	千葉県	埼玉県	宮城県	兵庫県	大阪府	神奈川県	大阪府	東京都	大阪府	滋賀県	三重県	愛知県	千葉県	埼玉県	茨城県				
茂原市、佐倉市、市原市、白井市	入間市、三郷市	宇都宮市	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市	川西市	羽曳野市、藤井寺市	宇治市	静岡市	平塚市、伊勢原市、寒川町	柏市	三芳町	市、新座市、富士見市、ふじみ野市、	谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞	川越市、川口市、所沢市、狭山市、越	仙台市	伊丹市	市、和泉市	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林	葉山町	松原市	東大和市	岸和田市、忠岡町	草津市	鈴鹿市	豊明市	富津市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市、守谷市

十九級地										十八級地										十七級地									
埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	宮城県	長崎県	岡山県	和歌山県	兵庫県	大阪府	京都府	愛知県	神奈川県	東京都	埼玉県	北海道	福岡県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県		愛知県	静岡県	山梨県	神奈川県		
栗橋町、杉戸町	久喜市、坂戸市、鳩山町、北川辺町、	熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、	前橋市、高崎市、太田市	鹿沼市、小山市、大田原市	龍ヶ崎市、筑西市	名取市、多賀城市	長崎市	岡山市	和歌山市	姫路市、明石市	柏原市、四條畷市、交野市	向日市、長岡京市	岡崎市	小田原市、三浦市	武蔵村山市	草加市	札幌市	北九州市	大和高田市、橿原市	三田市	河内長野市、大阪狭山市	亀岡市、京田辺市	守山市、栗東市	津市、四日市市	多市	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知	沼津市、御殿場市	甲府市	秦野市

二十級地

静岡県	北海道	福岡県	香川県	山口県	広島県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	福井県	石川県	富山県	千葉県							
熱海市、伊東市	小樽市	筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、宇美町、粕屋町	高松市	周南市	廿日市市、海田町、坂町	橋本市	寺町	桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王	加古川市、三木市	子町	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太	木津町	彦根市、長浜市	桑名市、名張市、伊賀市	市、弥富市、豊山町、三好町	津島市、安城市、犬山市、江南市、小	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、	磐田市、焼津市、掛川市、袋井市	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、	市	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂	長野市、松本市、諏訪市	福井市	金沢市	富山市	野田市、東金市、流山市、八街市、酒	々井町、栄町



備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

その他			
道府県	全ての都	福岡県	山口県 奈良県
	一級地から二十級地まで以外の地域	内町及び旧穎田町の区域を除く。） 、飯塚市（旧筑穂町、旧穂波町、旧庄	生駒市 下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町の区域を除く。） 久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三瀧町の区域を除く。）